

稲敷市空き家バンク活用促進制度

空き家バンクを通じて成約したら、奨励金が交付されます！

【内 容】

稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買や賃貸借が成約した場合に所有者と購入者または賃借者（以下「購入者」という。）にそれぞれ5万円の奨励金が交付されます。

【要 件】

- （1）稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買又は賃貸借契約を成約した所有者及び購入者等。
- （2）交付申請時に 所有者、購入者等、当該空き家に同居しようとする者が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- （3）所有者、購入者等、当該空き家に同居しようとする者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当するものでないこと。
- （4）所有者及び購入者等それぞれ1回限りの交付とする。
- （5）空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた日から60日以内の申請であること。

【申請方法】

下記 QR コードより電子申請いただくか、次の書類をまちづくり推進課まで提出してください。

- （1）稲敷市空き家バンク成約奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2）稲敷市空き家バンク成約奨励金誓約書兼同意書（様式第2号）
- （3）稲敷市空き家バンク利用による空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- （4）その他市長が必要と認めるもの

電子申請
（所有者）



電子申請
（購入者・賃借者）



お問い合わせや申請は、
稲敷市 地域振興部 まちづくり推進課へ！！
TEL 029-892-2000（代）